

書面の電磁的方法による交付等に係る規程

第1条 目的

この規程は、北辰物産株式会社(以下、「当社」といいます。)の商品関連市場デリバティブ取引並びに商品デリバティブ取引(以下、「商品関連市場デリバティブ取引等」といいます。)において、当社がお客様に交付すべき書面の交付に代えて、電子情報処理組織を利用する方法(以下、「電磁的方法」といいます。)により当該書面に記載すべき事項を提供する場合における方法、および書面の徴求に代えて電磁的方法により当該書面に記載すべき事項の提供を受ける場合における方法(以下、「電子交付等」といいます。)について定めることを目的とします。

第2条 書面の種類

お客様が電子交付等を利用できる書面は、金融商品取引法その他の関係法令により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面とします。

((16)については、プレミアムオンライン取引のみ対象。)

- (1) 注意喚起文書
- (2) 証拠金一覧／手数料一覧
- (3) ロスカット制度について
- (4) 両建について
- (5) 委託者証拠金について
- (6) 契約締結前交付書面
- (7) 口座開設の申込にあたり
- (8) 取引要綱
- (9) 受託契約準則
- (10) 特定の電子取引に関する運用規定
- (11) 特定の電子取引に関する契約約款
- (12) 主務省作成リーフレット(商品先物取引に関する苦情・相談について)
- (13) 先物・オプション取引口座設定約諾書
- (14) 差換預託に関する同意書
- (15) 大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引及び東京商品取引所の商品市場における取引に係る証拠金等の一体管理に関する特約
- (16) 契約締結時の書面(投資助言)兼 投資顧問契約書

第3条 電磁的方法による交付方法

本規程により定められた当社が行う電子交付等とは、次の各号に掲げる方法とします。

- (1) 閲覧ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数のお客様の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいいます。)に記録された記載事項について、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法。
- (2) 当社が運営するウェブサイト内に設けた閲覧ファイルを閲覧に供し、お客様の同意に関する事項を記録する方法。
- (3) 当社が使用する電子計算機とお客様が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、受信者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。

第4条 電子交付等の申込

お客様は、当社が運営するウェブサイトより電子交付等を申し込むものとします。ただし、当社の口座開設と同時に申し込むことができるものとし、口座開設が完了した段階で申込を承諾したものとします。

第5条 確認事項

お客様は、次の各号について確認を行うものとします。

- (1) 電子交付等を受けるため、閲覧ファイルを閲覧できる環境であること。
- (2) 閲覧ファイルを出力し、書面の作成が可能であること(プリンタ等を保有し、印刷が可能であること。)
- (3) 電子交付等を受けるに際し利用する電子計算機が、当社が必要と定める環境(OS、閲覧用アプリケーションのインストール等)に合致していること。

第6条 電子交付等の申込の撤回

お客様が当社に対し、当社が定めた方法により第4条に規定する申込を解約等する旨の通知を行った場合、当社は電子交付等の提供を行うことができないものとします。ただし、お客様が再度同条の方法による申込を行った場合は、この限りではありません。

2. 当社の提供する商品関連市場デリバティブ取引等は、電子交付等の利用が前提となるものであるため、お客様が前項の解約等の通知を行った場合、その後の取引等については制限させていただく場合があることをお客様は承諾するものとします。

第7条 予めの承諾

前条の定めにかかわらず、お客様は、以下の各号について予め承諾するものとします。

- (1) 当社の合理的な判断により、電子交付等に代えて、書面による交付をすること。
- (2) 第3条(2)の電磁的方法により交付されている書面のうち、2年以上経過しているものは、当社が閲覧ファイルを消去すること。

第8条 電磁的方法の種類および内容の変更

当社は、電磁的方法の種類および内容について、当社が電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、予め当社ウェブサイト上に掲載、または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法の種類および内容を変更することができるものとします。

第9条 免責事項

当社は、次の事由によりお客様及び第三者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

- (1) 何らかの事由により電子交付等のサービスの全て又は一部の提供が不可能となった場合
- (2) 通信回線、通信機器及びコンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は 受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等
- (3) お客様のID及びパスワード等(以下、「認証番号」といいます。)をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた電子交付等のサービスの利用により生じた損害
- (4) ファイルの保存、実行、削除、印刷等、お客様の使用に係る電子計算機に生じたあらゆる不具合等
- (5) 法令の変更、監督官庁の指示、又はその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けること

第10条 変更

本規程は、金融商品取引法その他の関係法令等の変更、監督官庁からの指示、その他必要が生じたときは、変更される場合があります。

2. 変更の手続については、特定の電子取引に関する契約約款第35条を準用するものとします。

附 則

本規程は、令和 2 年 7 月 27 日より施行する。

本規程は、令和 4 年 1 月 4 日より一部改正施行する。